

代議員の役割について

代議員の役割は、代議員総会において代議員の権限を行使することにあります。

(1) 代議員総会（定款第 17 条）

代議員総会は、通常は、定時代議員総会として、年に 1 回、每事業年度終了後 3 ヶ月以内となる 6 月中旬の夕刻、如水会館「スターホール」にて開催されます。

代議員総会終了後には、懇親会も催されます。

代議員の皆様には、招集ご通知の封書を郵送し、出欠について、また、ご欠席の場合は以下の③について同封葉書による返信をお願いしております。

なお、代議員総会における議決権はありませんが、代議員ではない会員の皆様に対してもオブザーバーとしてご出席をご案内しております。

(2) 代議員の権限（定款第 16 条）

代議員総会において、次の事項について決議する権限を有します。

- ① 会員の除名
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散及び残余財産の処分
- ⑦ その他代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(3) 議決権の代理行使等（細則第 22 条）

代議員は、代議員総会において、委任状による議決権の代理行使、または、書面による議決権の行使を行うことができます。